

49 産地偽装等取締強化対策

【259（266）百万円】

対策のポイント

悪質な産地偽装等が後を絶たない中、効率的・効果的な食品表示の監視を実施するため、食品の科学的分析による原産地判別等の結果を活用した取締りを強化します。

<背景／課題>

- ・輸入食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示監視業務において、産地偽装の取締りを強化していく必要があります。
- ・そのためには、民間の分析機関での原産地判別に係る分析や、販売されている牛肉に牛の個体識別情報が適切に伝達、表示されているかどうかを科学的に確認していくことが大切です。

政策目標

- 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率及び加工食品の「義務表示事項」の不適正表示率（10%以下（平成28年度））
- DNA鑑定による牛肉の個体識別情報の正確な伝達の確保

<主な内容>

1. 産地表示適正化対策事業

15（21）百万円

不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りの一環として、原産地判別のための科学的分析を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業

244（245）百万円

国内でと畜される年間約120万頭の全ての牛枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定します。

（委託費
委託先：民間団体等）

（お問い合わせ先：
1の事業 消費・安全局消費者行政課 （03-6744-2100）
2の事業 消費・安全局消費者行政課 （03-6744-2101）